登録号　生第89953号
変更前　岩手県遠野市東舘町８番12号
変更後　岩手県遠野市中央通り９番１号
登録番号　輸第12248号、輸第12253号、輸第12261号、輸第12319号、輸第12392号、輸第12434号、輸第12557号、輸第12849号、輸第12934号、輸第12987号、輸第13181号、輸第13298号、輸第13505号、輸第13537号、輸第13538号、輸第13539号、輸第13540号、輸第13554号、輸第13717号、輸第13811号、輸第100235号、輸第100236号、輸第101628号、輸第101756号、輸第101810号、輸第102240号、輸第102500号、輸第102848号、輸第102849号
変更前　東京都千代田区外神田一丁目18番13号
変更後　福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番１号
２　肥料の名称の変更
登録番号　生第103859号
変更前　くみあい苦土有機入り化成322号
変更後　くみあい苦土入り化成322号

○国土交通省告示第七百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年六月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　清水事業所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	静岡県静岡市清水区日の出町２番６号
変更後	静岡県静岡市清水区江尻東二丁目１番15号

㈡　変更年月日　平成三十年六月十八日

二　姫路事業所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県姫路市広畑区正門通３の４番地
変更後	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番地４

㈡　変更年月日　平成三十年六月二十三日

○国土交通省告示第七百六十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成三十年六月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　登録番号　１６

㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本建設躯体工事業団体連合会

㈢　変更後の代表者の氏名　大木　勇雄

㈣　変更年月日　平成三十年五月二十三日

○海上保安庁告示第四十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成三十年六月二十三日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十一日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する姫路事業所の所在地

変更後	変更前
兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番地４	兵庫県姫路市広畑区正門通３の４番地

○海難審判所告示第一号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成三十年六月二十一日

函館地方海難審判所理事官　浅野　活人

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

北海道　永川　孝久　昭和四十八年九月二十日生

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第〇四〇八〇六〇四〇二四三一号

免許証の交付年月日

平成二十四年二月二日

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

関東地方整備局長　泊　宏

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十六号

㈢　道路の区域

区間　横浜市保土ケ谷区西谷町一一九三番二から同市保土ケ谷区西谷町一二四三番一まで

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○海難審判所告示第二号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成三十年六月二十一日

広島地方海難審判所理事官　永木　俊文

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

広島県　竹内　陽輝　平成七年九月十一日生

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第〇二〇〇一三〇〇二六三七〇号

免許証の交付年月日

平成二十五年五月二十一日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

六月十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

議案提出

六月十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦外十名提出）

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美外十名提出）

産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子外十名提出）

変更前後別　敷地の幅員　延長

前　一三・八五～二一・九一メートル　〇・〇四五キロメートル

後　一三・八五～二一・二二メートル　〇・〇四五キロメートル

議案送付

六月十九日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

法務局における遺言書の保管等に関する法律案

特定複合観光施設区域整備法案

健康増進法の一部を改正する法律案

議案通知

六月十九日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

又同日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案